議題12

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">こども家庭庁</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">健康福祉部　障がい者支援課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="4">**医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について**</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="4">飯田市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="4">医療的ケア児等総合支援事業を複数市町村が共同で実施する場合、広域連合を補助金の交付対象として認めるように国に要望する。併せて、広域連合を交付対象とした場合、国の交付要綱の基準額を別途定めるように要望する。
また、県に対しては、広域連合を交付対象とする拡充等を国へ働きかけるとともに、当該事業に対する県費補助の継続を要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="4">当該事業に係る補助金を各市町村が各々申請することは、市町村の事務的負担が大きい。また、医療的ケア児等総合支援事業は、令和４年度まで地域生活支援事業費等補助金（厚生労働省）のメニューであり、交付額の下限等は規定されていなかった。しかし、５年度から児童虐待防止対策等総合支援費補助金（こども家庭庁）のメニューとなり、基準額及び交付額の下限が規定されたため、小規模の町村は補助金の対象とならない。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="4">飯伊圏域（1市３町10村）では、令和６年度から圏域に医療的ケア児等コーディネーターを配置し医療的ケア児等総合支援事業を実施する見込みである。
医療的ケア児等総合支援事業
令和４年度まで　地域生活支援事業費等補助金（厚生労働省）のメニュー　国１／２・県１／４（交付額の下限規定なし）
令和５年度から　児童虐待防止対策等総合支援費補助金（こども家庭庁）のメニュー　国１／２（医療的ケア児等総合支援事業の基準額5,141千円　児童虐待防止対策等総合支援費補助金の交付額の下限 194千円）</td></tr>
<tr><td>**関係法令**</td><td colspan="4">医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号）</td></tr>
</table>